



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 7 年 7 月 1 日

観 光 庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第 19 条第 1 項の規定に基づく行政処分を令和 7 年 6 月 30 日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和 7 年 6 月 20 日に実施した旅行業法第 65 条第 1 項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、令和 7 年 6 月 30 日付けで、別紙の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第 19 条第 1 項の規定に基づく業務停止を命じました。

※ 1 : 令和 7 年 7 月 1 日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。

※ 2 : 別添につきましては、行政処分を実施した 5 年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【お問い合わせ先】

観光庁参事官（旅行振興） 貴田、大崎

代表 : 03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通 : 03-5253-8329

メールアドレス : hqt-ryokogyo★gxb.mlit.go.jp

注 : メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。